社説

戸籍がない人たち

一歩踏み出せる助けを

あすへのとびら

社会に存在しないことになっている自分がどうやって生きていくのかと不安だった―。

昨年7月、出生から33年を経てようやく戸籍を得た、神奈川県の女性の言葉だ。

女性の母親は、激しい暴力を振るう前夫の元を逃れ、離婚できないまま、別の男性との間にできたこの女性を産んだ。前夫の子として戸籍に記載されて娘の存在が知られるのを恐れ、出生届を出せなかった。

女性は学校に通えず、健康保険証がないため医療機関も受診できなかったという。母親と前夫の離婚が一昨年に成立。実父による認知の調停手続きを経て法的な親子関係が確定し、戸籍に女性の名前が初めて記載された。

法務省の調査によると、戸籍がない人は今年1月10日現在で、長野県内の7人を含め全国に693人いる。その7割以上が「嫡出推定」を避けるためだ。

離婚の手続きがままならなかったり、調停や裁判が長引いたりして、離婚前や離婚後300日以内に子どもが生まれると、実際の父親は別でも、法律上は前夫の子になる。民法772条の嫡出推定の規定が、出生の届け出をためらわせる要因になっている。

法務省の調査は市町村などが確認した人に限られ、氷山の一角といわれている。支援団体は、少なくとも1万人と推計する。

「嫡出推定」を見直す

戸籍がなくても、乳幼児健診や予防接種などの行政サービスを受けられるようにはなってきた。国民健康保険に加入することも、学校に通うこともできる。

ただ、当事者の側から申し出ることが前提だ。知らずに諦めている場合は少なくない。市町村によっても対応に差がある。担当職員の認識不足などから、断られることもあるという。

住民票については、戸籍取得のため親子関係を確定する裁判手続きをしていることを条件に、市町村の判断で作成できると総務省が通知している。その裁判手続き自体が困難を伴う。

前夫の子でないことの確認を求める調停には前夫の関与が不可欠だ。実父に認知を求める場合も裁判所の判断で前夫が関わることがある。暴力を振るわれていたりした当事者には苦痛になる。出生から時間がたち、前夫や実父の所在が分からない場合もある。

無戸籍の問題に取り組む弁護士の高取由弥子さんは、嫡出推定を覆すのは容易ではないと話す。それが戸籍取得を諦めることにもつながっている。壁は厚い。

明治期の民法制定時に設けられた嫡出推定の規定は、養育義務を負う父親を早く決め、子どもが不利益を受けないようにする目的があった。時代を経て、その規定が深刻な弊害を生んでいる。社会の実情を踏まえて民法772条を見直すことが欠かせない。

女性の再婚禁止期間を定めた民法の条文も、嫡出推定が前提にある。最高裁は昨年12月、現行の180日の禁止期間のうち100日を超す部分は過剰な制約だとして違憲と判断した。

政府は改正法案を3月にも国会に出すが、嫡出推定の規定には手を付けないという。国会では超党派の「無戸籍問題を考える議員連盟」も発足している。立法府の責任として、772条を含め、踏み込んだ議論をしてほしい。

自治体が担う責任

戸籍がなく、公的に存在を認知されないことは、人権に関わる問題だ。住民票もないまま息を潜めて暮らす人たちがいる。成人しても銀行口座さえ開けず、選挙権もない。劣悪な条件で働くことを余儀なくされる…。

制度のはざまに埋もれる人を見過ごす社会であってはならない。法改正が求められると同時に、自治体には、住民として存在を把握し、支える責任がある。

兵庫県明石市は一昨年、無戸籍の人の相談窓口を設けた。支援団体や弁護士につないで戸籍取得を助け、生活面の援助もする。学校に通えなかった人には元教員が読み書きや計算を教えてきた。

ただ、明石市のように積極的な自治体はまだほとんどない。長野県内でも、住民からも働きかけて取り組みを広げたい。

戸籍の取得には時間がかかっても、住民票があれば、生活する上でも本人の気持ちの面でも大きな支えになる。総務省が示した条件に関わらず、本来、自治体の主体的な判断で住民票はつくれると高取さんは指摘する。

生活に困窮したり、家庭内暴力や育児放棄などが複雑に絡んでいたりする場合も少なくない。傷を癒やし、失ってきたものを取り戻して新たな一歩を踏み出すために、どんな手助けができるか。当事者が声を上げられるよう手だてを尽くし、その人に向き合って考えていく姿勢が大切になる。